

# 社団法人島根県浄化槽普及管理センター個人情報保護規程施行規則

(平成20年2月18日規則4号)

(目的)

第1条 この規程は、社団法人島根県浄化槽普及管理センター個人情報保護規程（平成  
年規程第 号。以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、規程の施行に関し必  
要な事項を定めることを目的とする。

(開示請求書)

第2条 規程第13条第1項に規定する開示を求める請求書(以下「開示請求書」という。)  
は、様式第1号のとおりとする。

2 開示請求書には、開示請求に係る保有個人データについて、次に掲げる事項を記載す  
ることができる。

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容
- (2) 求める開示の実施方法
- (3) 請求者の区分

3 前項第2号において「開示の実施方法」とは、文章又は図面に記録されている保有個  
人データについては、閲覧、視聴又は写しの交付（複製物の供与を含む。）をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第3条 規程第13条第1項に規定する開示を求める者は、次に掲げる書類のいずれかを  
提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 本人が開示請求する場合は、別表第1の1（本人の場合）に掲げる書類
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合にあって  
は、本人であることを確認するため、統括責任者が適当と認める書類

2 代理人が開示請求する場合は、当該代理人は、別表第1の2（代理人の場合）に掲げ  
る書類

3 開示請求書をセンターに送付して開示請求する場合には、開示請求する者は、前2項  
の規定にかかわらず別表第1の1又は2に掲げる書類の複写したものを提出しなければ  
ならない。

(開示決定等)

第4条 前条に規定する開示請求があった場合には、次項に該当する場合を除き、次号に  
掲げる様式により通知し、第1条第3項に規定する「開示の実施方法」にしたがい開示  
する。「開示の実施方法」が別表第2に掲げる方法であるときは、当該別表に定める手  
数料を徴収する。

(1) 個人情報開示決定通知書（様式第2号）

2 開示請求に対して開示を行わない旨を決定したとき（規程第13条第1項の開示請求  
に係る保有個人データが存在しない場合を含む。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各  
号に定める様式により通知する。

(1) 保有個人データの全部又は一部について開示を行わない旨の決定をした場合 個  
人情報非開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人データが存在しない場合 個人情報不存在通知書（様式第4号）

(訂正請求書)

第5条 規程第14条第1項の規定による保有個人データの訂正を求める請求書は、様式  
第5号のとおりとする。

(訂正決定通知書等)

第6条 前条に規定する訂正請求があった場合には、規程第14条第2項の規定により、  
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により通知する。

- (1) 保有個人データの全てを訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書  
(様式第6号)
- (2) 保有個人データの一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報一部訂正決定通知書 (第7号)
- (3) 保有個人データの全てを訂正しない旨の決定をした場合 個人情報非訂正決定通知書 (第8号)  
(利用停止等請求書)

第7条 規程第15条第1項の規定により、本人から保有個人データの利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求める請求書は、様式第9号のとおりとする。

2 規定第15条第2項の規定により、本人から保有個人データの第三者への提供の停止(以下「第三者提供停止」という。)を求める請求書は、様式第10号のとおりとする。

(利用停止等決定通知書)

第8条 前条に規定する利用停止等請求又は第三者提供停止請求があった場合には、規程第15条第3項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により通知する。

- (1) 保有個人データの全部を利用停止等する旨の決定をした場合 個人情報利用停止等決定通知書 (様式第11号)
- (2) 保有個人データの一部を利用停止等する旨の決定をした場合 個人情報利用一部停止等決定通知書 (様式第12号)
- (3) 保有個人データを利用停止等しない旨の決定をした場合 個人情報利用非停止等決定通知書 (様式第13号)
- (4) 保有個人データの全部を第三者提供停止する旨の決定をした場合 個人情報第三者提供停止決定通知書 (様式第14号)
- (5) 保有個人データの一部を第三者提供停止する旨の決定をした場合 個人情報第三者提供一部停止決定通知書 (様式第15号)
- (6) 保有個人データを利用停止しない旨の決定をした場合 個人情報第三者提供非停止決定通知書 (様式第16号)

#### 附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1

1 本人の場合

本人について確認できる書類	運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印、その他本人であることを確認するに足りると認められる書類
---------------	--

2 代理人の場合

本人及び代理人について確認できる書類 (法人を除く)	本人及び代理人の上記1に掲げる書類
本人及び代理人について確認できる書類 (法人の場合)	法人の登記事項証明書(法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、役員の名氏及び住所が確認できるもの) 代理人の上記1に掲げる書類
代理人たる資格を証明する書類	後見登記等に関する法律第10号に定める登記事項証明書、代理人を示す旨の委任状、その他代理人たる資格を有することを確認するに足りると認められる書類

別表第2

開示データ媒体の種類	開示の実施方法	手数料の額
文書、図書及び写真	写しの交付(単色刷り)	片面1枚につき10円
電磁的記録	センターが定める方法	供与に要する実費

備考

- 1 文書の写しは、複写機により日本工業規格A3判までの規格の用紙を用いて作成するものとする。
- 2 郵送による写し等の交付を行う場合は、郵送による費用については請求者の負担とする。